

．規制部門の燃料費調整制度の変更内容

1．実施時期

平成21年5月分電気料金（平成21年4月検針日以降のご使用分）より実施いたします。

2．対象となるお客さま

ご家庭や事務所、店舗などで電気を使用されているお客さまなど、低圧で受電しているお客さま

3．変更内容

燃料費調整制度は、経済情勢の変化に伴う輸入火力燃料（原油、LNG、石炭）や為替レートの変動を料金に反映させることを目的として導入された制度です。

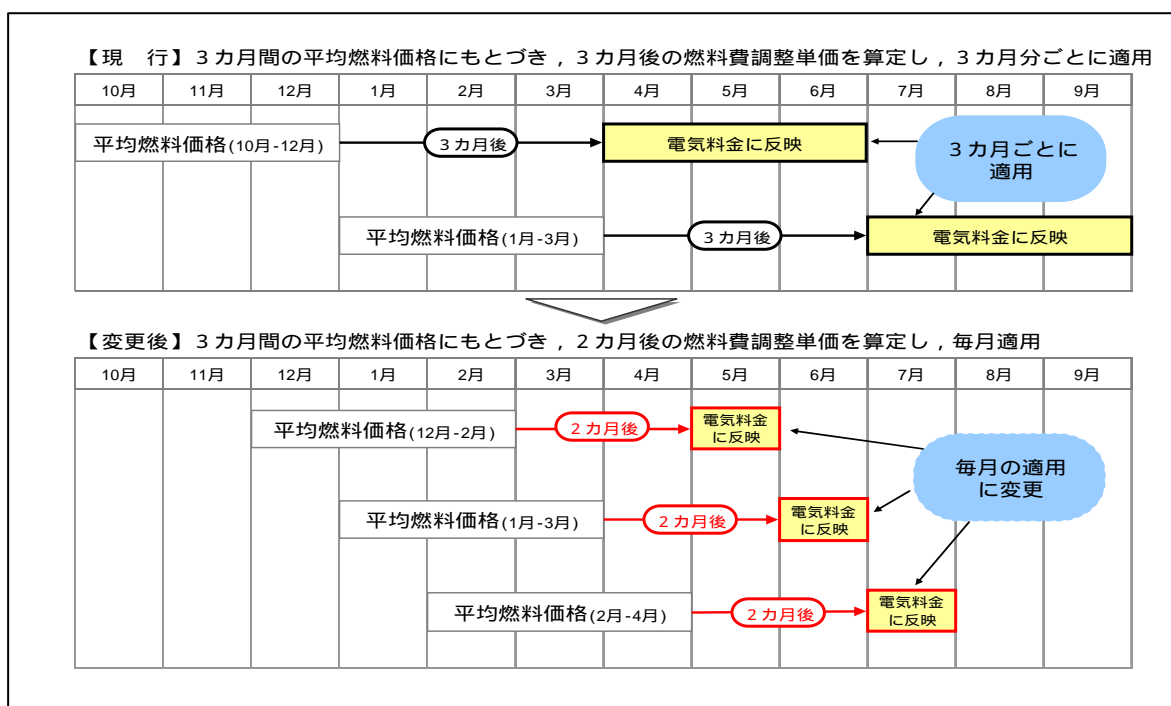
経済産業省令にもとづいたこのたびの燃料費調整制度の変更により、燃料価格の変動がより迅速に電気料金に反映されるとともに、電気料金の急激な変動が緩和されます。

変更の内容については以下のとおりです。

（1）燃料価格変動のより迅速な電気料金への反映

平均燃料価格¹を燃料費調整単価に反映させる時期を1カ月早めるとともに、3カ月ごとに変更していた燃料費調整単価を、毎月の適用に変更いたします。

イメージ図

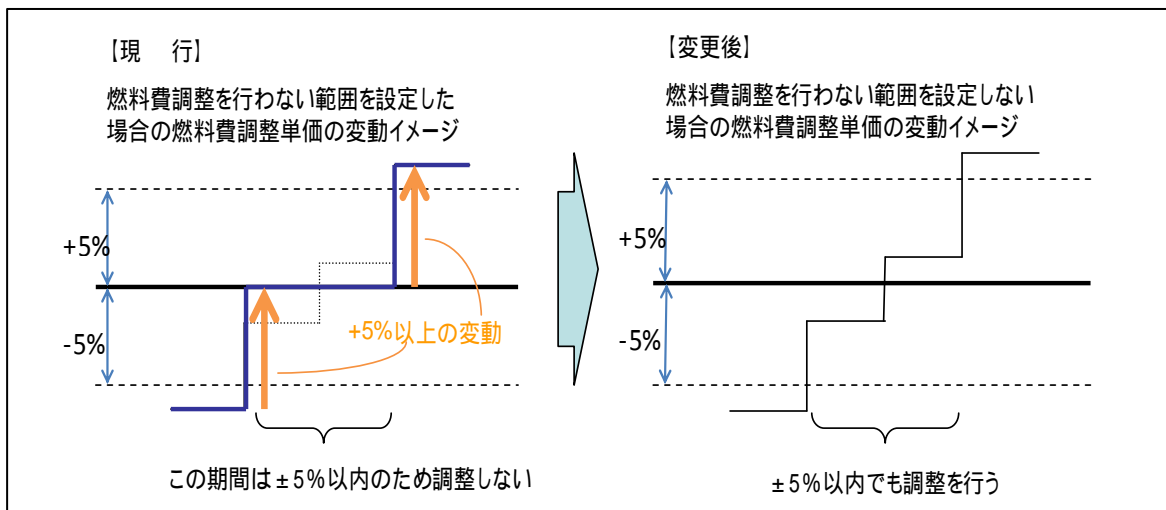


1．平均燃料価格とは、発電に用いる原油・LNG（液化天然ガス）・石炭（海外炭）それぞれの3カ月の貿易統計価額（実績）をもとに計算した原油換算1キロリットルあたりの価格をいいます。

(2) 燃料費調整を行わない範囲の廃止

平均燃料価格の変動が一定の範囲（基準燃料価格 $\pm 5\%$ 以内）にとどまる場合に燃料費調整を行わない仕組みは、その適用前後において燃料費調整単価の大幅な変動が見込まれることから廃止いたします。

イメージ図



なお、調整上限（基準燃料価格の1.5倍）の変更はありません。

4. 燃料費調整制度変更にもなう経過措置等

今回の燃料費調整制度の変更にもなない、本来燃料費調整に反映すべき燃料価格（平成20年10月から平成21年1月までの燃料価格）の一部が未反映となるため、経過措置として、平成21年5月分から平成22年3月分までの燃料費調整単価に加算いたします。

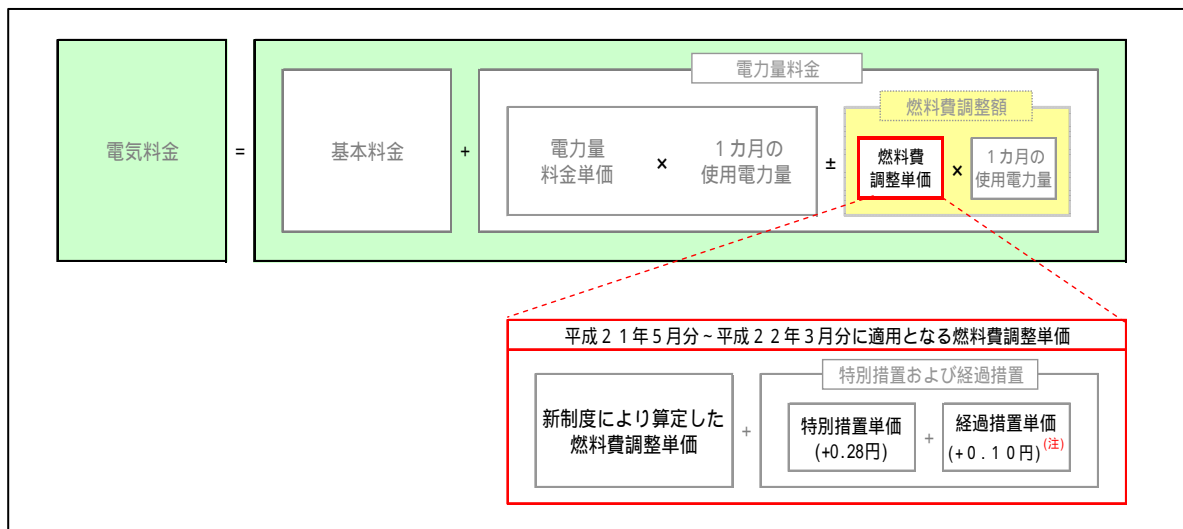
経過措置単価

（従量制の場合）	平成21年5月分～平成21年11月分	+0.10円/kWh
	平成21年12月分～平成22年3月分	+0.09円/kWh

なお、平成21年1月分から実施している燃料費調整の特別措置²については引き続き適用いたします。

2. 燃料費調整の特別措置とは、平成21年1月分から同年3月分の電気料金の燃料費調整による急激なご負担の変動を軽減するため、燃料費調整単価（平成21年1月分～同年3月分）を50%減額し、その減額分を、その後1年間（平成21年4月分～平成22年3月分）の燃料費調整単価に加算する措置をいいます。

電気料金の基本算式³における燃料費調整単価の適用イメージ



(注) 経過措置単価は燃料費調整単価の適用月分により異なります。

3. 従量制供給の場合の基本算式です。

自由化部門の燃料費調整の変更内容

1. 実施時期

平成21年5月分電気料金より実施いたします。

2. 対象となるお客さま

事務所ビル、商業施設、工場などで電気を使用されているお客さまなど、高圧または特別高圧で受電しているお客さま

3. 変更内容

燃料費調整の取扱いについては、基本的には規制部門と同様といたしますが、調整上限（基準燃料価格の1.5倍）については、廃止いたします。

4. 燃料費調整制度変更にともなう経過措置

今回の燃料費調整制度の変更にともない、本来燃料費調整に反映すべき燃料価格（平成20年10月から平成21年1月までの燃料価格）の一部が未反映となるため、経過措置として、平成21年5月分から平成22年3月分までの燃料費調整単価に加算いたします。

経過措置単価

(高圧の場合)	平成21年5月分～平成21年7月分	+0.10円/kWh
	平成21年8月分～平成22年3月分	+0.09円/kWh
(特別高圧の場合)	平成21年5月分～平成22年3月分	+0.09円/kWh

5. 最終保障約款の変更

自由化対象のお客さまが、いずれの電力供給者とも契約が成立しない場合に適用する最終保障約款の燃料費調整の取扱いについても、同様に変更することといたします。

以上